

第3回定例会

・審議した議案②

第3回定例会が9月23日から30日の間で開催され、議案12件、同意2件、諮問1件、認定1件、報告1件、意見書3件の審議を行い、より詳しく審議を行うため特別委員会へ付託となった議案「第5期総合計画の策定」を除き、原案のとおり可決しました。

第3回定例会

・審議した議案①

武田新町長、就任後初の町議会を開催 所信表明にて今後の町政の方針を語る

令和元年度各会計の歳入歳出決算を認定

審議した議案

予算

■令和2年度一般会計補正予算（第5号）

811万円が追加され予算の総額が64億4252万円になりました。

【主な歳入】

・地域介護・福祉空間等施設整備交付金 618万円

・財政調整基金繰入金 ▲1700万円

・臨時財政対策債 1823万円

【主な歳出】

・地域介護・福祉空間等施設整備事業費補助金 618万円

・代替人夫報酬（佐呂間保育所分） 241万円

・介護保険特別会計会計繰入金 ▲510万円

■令和2年度公共下水道特別会計補正予算（第1号）

140万円が追加され、予算の総額が2億4430万円になりました。

【主な歳入】

・前年度繰越金 140万円

【主な歳出】

・漁業集落環境整備事業 140万円

■令和2年度介護保険特別会計補正予算（第1号）

183万円が追加され、予算の総額が5億2595万円になりました。

【主な歳入】

・介護給付費交付金過年度分 218万円

・介護給付費負担金過年度分 368万円

・介護給付費繰入金 ▲522万円

【主な歳出】

・国庫負担金等返還金 183万円

■令和2年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

8万円が追加され、予算の総額が9145万円になりました。

条例

■町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例の制定
防災行政無線は現在、来年3月末の供用開始に向け施設の整備が進められています。その円滑な運営を図るため、事前に施設の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

■町税条例の一部改正

経済社会の構造変化を踏まえた個人住民税における未婚のひとり親に対する制度上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等を行うため、地方税法等の一部改正が、令和2年3月31日に公布されていますが、そのうち10月1日以降に施行される所要の規定の整備等を行うため、町税条例の一部を改正するものです。

その他

■北海道市町村職員退職手当組合規約の変更

■北海道市町村総合事務組合規約の変更

■北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更

町が加入している各組合において、加入団体の解散・脱退に伴い規約の変更が必要になったものです。

■第5期総合計画の策定

令和3年度から令和12年度までの、本町の基本指針となる第5期総合計画について、策定審議会における審議が終了し、令和2年7月17日に策定審議会から町長へ最終答申が行われたことから、本定例会において議会に対し第5期総合計画が提案されました。

提案された第5期総合計画について、より詳しく審議するため、第5期総合計画審査特別委員会に審査を付託することとし、議会閉会中に継続審査することを決定しました。

同意

■副町長の選任同意

町長の職務を補佐する副町長として、次の方の選任について同意しました。

◎西富 玉井伸一氏

任期については令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間となります。

■教育委員の任命同意

教育委員として、次の方の再任について同意しました。

◎幸町 江刺徳明氏

任期については令和2年10月14日から令和6年10月13日までの4年間となります。

諮問

■人権擁護委員候補者の推薦

法務大臣から委嘱を受け、各市町村で人権相談などの活動を行う人権擁護委員として、次の方を法務大臣へ推薦するため、議会に意見を求められ適任といたしました。

◎西富 池田弥奈氏

意見書

■道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求めめる意見書

道教委が平成30年3月に策定した「これからの高校づくりに関する指針」は、地域の要望や実態を踏まえたものとなっていないことから、実情にそぐわない「指針」を抜本的に見直し、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求めめる意見書

を可決し、北海道知事などに提出しました。

■新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求めめる意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、今後の地方税や地方交付税等の激減は避けられない状況となっていることから、国において地方の安定的な財政運営に必要な地方税や地方交付税等の確保・充実などを求める意見書を可決し、衆参両院議長及び関係大臣宛に提出しました。

■国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

北海道では自然災害による交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化などの課題を抱えているが、地方財政は依然厳しい状況にあることから、国において道路整備の推進や管理の充実・強化を図ることを求める意見書を可決し、衆参両院議長及び関係大臣宛に提出しました。

第3回定例会

・町長行政報告

第3回定例会

・審議した議案③

認定

令和元年度の各会計決算を審議



令和元年度各会計歳入歳出決算認定
令和元年度の各会計決算が提出され、決算審査特別委員会に付託して審議することとし、9月24日開催の委員会において審議した結果、委員会としては原案認定となりました。
翌週29日に開催された本会議において、船木決算審査特別委員会委員長から各会計決算を認定する旨の審査結果報告がなされ、採決の結果、全会一致で決算を認定しました。
詳細については6〜7ページの「決算審査特別委員会」をご覧ください。

報告

健全化判断比率及び資金不足比率

令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見書とともに報告がなされ、財政健全化審査については、一般会計が赤字のため【実質赤字比率】及び【連結実質赤字比率】においては比率なし、【実質公債費比率】も早期健全化基準の25%を大きく下回る6.4%であり、【将来負担比率】も算定されないことから、本町の財政は健全であるといえます。
また、経営健全化審査では、簡易水道及び公共下水道特別会計ともに資金不足比率はなしで、現段階では2つの企業会計とも経営は健全であるといえます。

健全化判断比率
地方公共団体の財政状況を客観的に表し、健全化や再生の必要性を判断する、4つの財政指標の総称。
資金不足比率
公営企業の資金不足額を料金収入と比較し、経営状態の悪化の度合いを示す指標。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
-	-	6.4	-
(15.0)	(20.0)	(25.0)	(350.0)

() 書きは早期健全化基準

特別会計の名称	資金不足比率	備考
簡易水道特別会計	-	経営健全化基準
公共下水道特別会計	-	20.0

武田温友町長 所信表明



8月30日の町長選挙において初当選された武田町長による所信表明が、9月23日の定例会初日に行われ、今後の町政における7つの基本政策が発表されました。
なお、9月29日に行われた一般質問では、これら基本政策に関する町長の考えをより詳しく聞くため、議員から質問が行われています。
(詳細は8〜10ページの「一般質問」をご覧ください)



今後4年間、町政の舵取りを託された武田町長

町長行政報告 (要旨)

農業について

農作物の生育は平年より進んでおり、秋まき小麦は昨年引続き豊作、カボチャについても昨年並みの収量となる見込みで、ビートは8月の少雨により育成が停滞していますが、病害虫の発生は少なく、今後の安定した天候を願います。
飼料作物では牧草の一番草は平年並み、二番草は収量が少なくなっており、テナコーンは平年並みの収量が見込まれています。
酪農・畜産関係では平成30年度から大規模農業法人の搾乳牛の増頭が進み、本年も受託乳量は増加傾向にあります。

家畜の個体販売では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により牛肉価格は前年を下回っておりますが、豚肉価格は家庭消費の増加により前

漁業について

海外ほたて漁業はD海区1万トンの漁獲計画に対し、9月14日時点で67.3%を水揚げしており、オホーツク海全体では昨年度実績31万7千トンに対し、本年度は31万1千トンの計画で操業しています。
浜値はキロ単価123円の計画に対し、平均単価125円で推移し、概ね計画を達成できる見込みですが、新型コロナウイルス感染症拡大による消費低迷、市場価格の変動など今後の市況及び輸輸出動向を注視しています。
生産増となったホタテ加工製品は昨年を上回る見通しです。

養殖ほたて漁業の漁獲量は概ね計画通り1700トンが見込まれています。
ます小定置網漁業は9月5日終了し、漁獲量は対前年

公共事業の執行状況

本年度、計画しております主な工事と委託の事業件数につきましては、64件で事業費の総額は9億700万円を予定しております。
現在までの発注状況は56件で7億2900万円であり、発注率は件数で88%、金額では80%となっております。

後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費の過大支給

後期高齢者医療制度及び介護保険制度の1年間の自己負担額の合計が限度額を超えた場合に、被保険者の負担軽減のため支給される高額介護合算療養費制度において、平成30年8月から令和元年7月までの支給分が正しい金額より多く算定されていることが判明しました。
これは本町の介護保険の自

己負担額について誤って算出した数値を報告していたため、後期高齢者医療制度から支出される分について、本来の金額よりも多く算定され、本年6月30日及び7月30日に該当する被保険者に支給されました。
現在、北海道後期高齢者医療広域連合による再計算の結果を待っています。過大支給の対象者は約67世帯71名、返納総額は50万円と予測され、対象者から広域連合に対し過大支給分を返納する必要があります。正式な対象者と返納額が決定次第、改めて詳細と対象者への対応などを報告いたします。

過大支給の対象者の方々には、このような事態を生じさせたことを深く反省するとともにお詫び申し上げ、再発防止に向け取り組み、対象者には誠意説明し、理解を得たいと考えております。